

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- **規 則**
- 福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則
- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則
- 福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- 障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例施行規則を廃止する規則
- 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例施行

一 二 三 三 三 三 三 三 三 五 五 七 七

- 規則の一部を改正する規則
- 福島県障がい者差別解消調整委員会規則の一部を改正する規則
- ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県特定都市河川浸水被害対策法施行細則
- 福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

七 八 八 八 三 二

規 則

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則、福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例施行規則の一部を改正する規則、福島県障がい者差別解消調整委員会規則の一部を改正する規則、ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則の一部を改正する規則、福島県特定都市河川浸水被害対策法施行細則、福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則及び福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十二号

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則（平成十八年福島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

本則中「第八条第二項」の下に「及び第九条」を加える。

附 則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(総 務 課)

福島県規則第二十三号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則（平成二十三年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表三の項中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同表五の項中「七の項」を「九の項」に改め、同表七の項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同表八の項中「別表第三」を「別表第二」に、「喫茶店」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する」に改め、同表九の項中「別表第三の三の項」を「別表第二の十一の項」に改め、同表十の項を次のように改める。

十 削除

本則の表十一の項中「別表第三の五の項」を「別表第二の十二の項」に改め、同表十二の項中「別表第三の六の項」を「別表第二の七の項」に改め、同表十三の項中「別表第三の七の項」を「別表第二の八の項」に改め、同表十四の項中「別表第三の八の項」を「別表第二の十三の項」に改め、同表十五の項中「別表第三の九の項」を「別表第二の六の項」に改め、同表十六の項を次のように改める。

十六 削除

本則の表十七の項中「別表第三の十一の項」を「別表第二の九の項」に改め、同表十八の項中「別表第三の十二の項」を「別表第二の三の項」に改め、同表十九の項中「別表第三の十三の項」を「別表第二の十五の項」に改め、同表二十の項中「別表第三の十四の項」を「別表第二の四の項」に改め、同表二十一の項中「別表第三の十五の項」を「別表第二の五の項」に改め、同表二十二の項中「別表第三」を「別表第二」に、「魚肉練り」を「水産」に改め、同表二十三の項中「別表第三の十七の項」を「別表第二の二十七の項」に、「食品の冷凍又は冷蔵」を「冷凍食品製造」に改め、同表二十四の項中「別表第三の十八の項」を「別表第二の十の項」に改め、同表二十五の項中「別表第三の十九の項」を「別表第二の十四の項」に改め、同表二十六の項を次のように改める。

二十六 削除

本則の表二十七の項中「別表第三の二十一の項」を「別表第二の十七の項」に改め、

同表二十八の項を次のように改める。

二十八 削除

本則の表二十九の項中「別表第三の二十三の項」を「別表第二の十九の項」に改め、同表三十の項を次のように改める。

三十 削除

本則の表三十一の項中「別表第三の二十五の項」を「別表第二の二十の項」に改め、「みそ」の下に「又はしょうゆ」を加え、同表三十二の項及び三十三の項を次のように改める。

三十二 削除

三十三 削除

本則の表三十四の項中「別表第三の二十八の項」を「別表第二の二十一の項」に改め、同表三十五の項中「別表第三の二十九の項」を「別表第二の二十二の項」に改め、同表三十六の項中「別表第三の三十の項」を「別表第二の二十三の項」に改め、同表三十七の項中「別表第三の三十一の項」を「別表第二の二十四の項」に、「めん類」を「麺類」に改め、同表三十八の項中「別表第三の三十二の項」を「別表第二の二十五の項」に改め、同表三十九の項中「別表第三の三十三の項」を「別表第二の三十の項」に、「缶詰又は瓶詰」を「密封包装」に改め、同表四十の項中「別表第三の三十四の項」を「別表第二の三十二の項」に改め、同表四十五の項中「使用者」を「所有者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総 務 課)

福島県規則第二十四号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成八年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の1の表六価クロム化合物の項中「0.05(マイクロ)グラム」を「0.02(マイクロ)グラム」に改める。

別表第五の3の表大腸菌群数の項を次のように改める。

大腸菌数

1ミリリットルにつき800コロニー形成単位

別表第六の1の表六価クロム化合物の項中「0.04ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第五の3の表の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県規則第二十五号

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

福島県介護保険法施行細則(平成十二年福島県規則第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)(第百十一条)を削る。

第四条中「又は旧法第百十三条」を削る。

第八条を削る。

第九条中「並びに旧法第百七条の二第一項」を削り、同条を第八条とする。

第九条の二を第九条とし、第九条の三を第九条の二とし、第九条の四を第九条の三とする。

第十条中「届出書」を「届出方法」に改める。

第十一条中「並びに旧法第百十三条の二第四項」を削る。

第十二条第二項中「届出書」を「届出方法による届出のうち書面によるもの」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の第十条に規定する届出書による届出は、改正後の第十条に規定する届出方法により行われた届出とみなす。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十六号

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(条例第三十五条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則第三条第四項中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十七号

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項第三号を次のように改める。

三 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)

第六条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(条例第五十四条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十八号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(条例第二百七十六条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第四十一条第二号を削り、同条第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、「平成十八年旧介護保険法」を「同法」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同条第三号とし、同条

中第五号を第四号とする。

第四十二条中「第四号」を「第三号」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(ユニット型指定短期入所療養介護の設備に関する基準)

第四十四条の二 条例第二百六条第二項の規則で定める設備に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 二 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(1) 病室

2

- (一) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
 - (二) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
 - (三) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
 - (四) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 共同生活室
 - (一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (三) 必要な設備及び備品を備えること。
 - (3) 洗面設備
 - (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (4) 便所
 - (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - イ 廊下幅
 - 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
 - ウ 機能訓練室
 - 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
 - エ 浴室
 - 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - 三 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
 - 四 第二号ア(2)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。
 - 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 条例第二百六条第三項の規則で定める設備に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 二 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- ア ユニット
 - (1) 病室
 - (一) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
 - (二) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
 - (三) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
 - (四) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 共同生活室
 - (一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (三) 必要な設備及び備品を備えること。
 - (3) 洗面設備
 - (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (4) 便所
 - (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- イ 廊下幅
 - 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
- ウ 機能訓練室
 - 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- エ 浴室
 - 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号ア(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四十八条に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号ア及び第二項第二号アの規定の適用については、これらの規定中「二」とあるのは、「〇・九」とする。

一 条例第二百三十六条において準用する条例第六十六条に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県規則第二十九号

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第九項中「平成十八年厚生労働省令第三十四号」の下に「。以下「指定地域密着型サービス基準」という。」を加え、同条に次の三項を加える。

10 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第四百七十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）第二百九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

11 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第五条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（条例第五十四条に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県規則第三十号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る条例施行規則の一部を改正する規則

基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（条例

第二百六十六条に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。」に改める。
第三十八条第二号を削り、同条第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、「平成十八年旧介護保険法」を「同法」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とする。

第三十九条中「第四号」を「第三号」に改める。
第四十一条の次に次の一条を加える。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の設備に関する基準)

第四十一条の二 条例第九十一条第二項の規則で定める設備に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 二 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

- (1) 病室
 - (一) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

- (二) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

- (三) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

- (四) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

- (2) 共同生活室
 - (一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (三) 必要な設備及び備品を備えること。

- (3) 洗面設備
 - (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- (4) 便所
 - (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (二) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
機能訓練室
内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号ア(2)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

2 条例第九十一条第三項の規則で定める設備に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 二 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

- (1) 病室
 - (一) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

- (二) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

- (三) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

- (四) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

- (2) 共同生活室
 - (一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (三) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

- (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當敷設すること。
- (二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

- (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當敷設すること。
- (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号ア(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四十五条に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号ア及び第二項第二号アの規定の適用については、これらの規定中「二」とあるのは、「〇・九」とする。

一 条例第二百七条において準用する条例第四百十条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

附 則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(高齢福祉課)

福島県規則第三十一号

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第三十二号

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年福島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（条例第五十五条に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第三十三号

障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例施行規則を廃止する規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例施行規則（平成八年福島県規則第三十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県規則第三十四号

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例施行規則の一部を改正する規則

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例施行規則（平成三十年福島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県規則第三十五号

福島県障がい者差別解消調整委員会規則の一部を改正する規則

福島県障がい者差別解消調整委員会規則(平成三十年福島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十四條」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県規則第三十六号

ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則(平成二十七年福島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「及び模擬手術室」を「模擬手術室及びP2検査室」に改める。

第十条に次の一項を加える。

3 条例別表の二の表P2検査室附属設備(規則で定めるもの。)の項の規則で定めるものは、別表の三の表の上欄に掲げる附属設備とし、同項の規則で定める額は、同表の上欄に掲げる附属設備の別ごとと同表の下欄に掲げる額とする。

三 P2検査室附属設備

附属設備の別	使用単位	金額
バイオクリーンベンチ	一式一回	九、九七〇円
エンドトキシン測定器	一式一回	九、〇四〇円
電気供給設備(持込機器に限る。)	一KWにつき	三三〇円

備考

1 使用単位のうち一回とは、条例に規定する午前、午後又は夜間に対応する時間という。

2 指定管理者は、この表に定めのない附属設備については、当該附属設備の種類、用途等を勘案して、かつ、他の附属設備に係る利用料金の額との均衡を失しない範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、その都度利用料金の額を定めることができる。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の別表の三の表の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る利用料金について適用し、同日前の期間に係る利用料金については、なお従前の例による。

(次世代産業課医療関連産業集積推進室)

福島県規則第三十七号

福島県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。)及び福島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(令和六年福島県条例第十三号)に定めるもののほか、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画説明書)

第二条 省令第十六条第二項の計画説明書の様式は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書(様式第一号)のとおりとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為(法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。)に関する工事及び対策工事(法第三十一条第一項第三号に規定する対策工事をいう。以下同じ。)の工事工程表を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第三条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等)

第四条 法第三十七条第二項の申請書の様式は、雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議書(様式第二号)のとおりとする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書(様式第三号)を提出することにより行わなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議書(様式第二号))を提出することにより行わなければならない。

4 第一項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議書)書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更(法第三十七条第一項ただし書に該当するものを除く。)に伴いその内容が変更されるものを添

付しなければならぬ。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出)

第五条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を記載した雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書(様式第四号)により、知事に届け出なければならない。

(工程の終了の報告)

第六条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の三日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

一 地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置

二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

第七条 省令第二十六条第一項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面(縮尺二千五百分の一以上のものに限る。)

二 雨水貯留浸透施設の構造詳細図(縮尺五百分の一以上のものに限る。)

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)

第八条 省令第二十六条第二項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該土地の現況地形図(縮尺二千五百分の一以上のものに限る。)

(検査済証の交付)

第九条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証(様式第五号)を法第三十条の許可を受けた者に交付する。

(標識の様式)

第十条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第三十八条第三項に規定する標識 様式第六号

二 法第四十一条第三項に規定する標識 様式第七号

三 法第四十五条第一項に規定する標識 様式第八号

四 法第五十四条第一項に規定する標識 様式第九号

五 法第七十三条第三項に規定する標識 様式第十号

(身分証明書)

第十一条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項に規定する証明書は身分証明書(様

式第十一号)のとおりとし、法第七十四条第二項(法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)に規定する証明書は身分証明書(様式第十二号)のとおりとする。

(書類の提出部数)

第十二条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部及びその写しを一部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設 計 者 (法人の場合 は、主たる 事務所の 所在地、名 称及び代表 者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号							
	氏名										
雨水浸透阻害行為 の区域に含まれる 地域の名称											
雨水浸透阻害行為 に関する工事及び 対策工事の計画の 方針											
行為区域(対策工事 に係る雨水貯留浸 透施設の集水区域 が行為区域の範囲 を超えるときは、 当該超える区域を 含む。)内の土地の 現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	
	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた 土 地	山 地	植生に覆 われた 法 面	林地・耕 地・原野 その他	合 計		
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
行為区域(対策工事 に係る雨水貯留浸 透施設の集水区域 が行為区域の範囲 を超えるときは、 当該超える区域を 含む。)内の土地利 用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	
	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた 土 地	山 地	植生に覆 われた 法 面	林地・耕 地・原野 その他	合 計		
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
対策工事に係る雨 水貯留浸透施設の 計画	行 為 前 の 流 出 係 数			行 為 後 の 流 出 係 数							
	行 為 前 の 流 出 雨 水 量			(㎡ ³ /秒)			行 為 後 の 流 出 雨 水 量			(㎡ ³ /秒)	
	雨 水 貯 留 浸 透 施 設 の 計 画			名 称		容 量 又 は 規 模 及 び 構 造		管 理 者 (帰 属 先)			
そ の 他											

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第4条関係）

変更に係る事項		変更の理由	
1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
2	雨水浸透阻害行為区域の面積		(m ²)
3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要		
4	対策工事の計画の概要		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
工 事 の 計 画 の 変 更 に 伴 い 変 更 す る 事 項	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他必要な事項			
※ 受付番号		年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件			
※ 変更の許可番号		年 月 日 第 号	

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書		
年 月 日		
福島県知事 様		
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。		
雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
変 更 に 係 る 事 項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後 年 月 日 変更前 年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後 年 月 日 変更前 年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後 年 月 日 変更前 年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更後 年 月 日 変更前 年 月 日
	変 更 の 理 由	
	そ の 他 必 要 な 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第5条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書		
年 月 日		
福島県知事 様		
届出者 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号		
<p>福島県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。</p>		
雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日	
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
工事施工者 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	（電話番号）
	現場管理者の氏名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第9条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証					
第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日					
様					
福島県知事 印					
次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日検査の結果、特定都市 河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。					
許 可 番 号	年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号				
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称					
許可を受けた者（法人 にあっては、主たる 事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">住</td> <td style="padding: 5px;">所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏</td> <td style="padding: 5px;">名</td> </tr> </table>	住	所	氏	名
住	所				
氏	名				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号（第10条関係）

90センチメートル

雨水貯留浸透施設	
	福島県
施設の名称	
検査済証番号	
施設の容量又は規模及び構造の概要	
この施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する	
施設の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
○ この雨水貯留施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。	

70センチメートル

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等により、この様式により難しい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」、「縦8センチメートル、横15センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。

様式第7号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
（雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、 年 月 日
付けで を命じた。

年 月 日

福島県知事



様式第8号（第10条関係）

90センチメートル

保 全 調 整 池	福 島 県
名称	70 セ ン チ メ ー ト ル
指定番号	
容量及び構造の概要	
福島県知事への届出を要する行為	
保全調整池の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等により、この様式により難しい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」、「縦8センチメートル、横15センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。

様式第9号（第10条関係）

90センチメートル

貯留機能保全区域	
福島県	
名称	
指定番号	
位置	
貯留機能保全区域の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
○ この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の許可に係る工事により設置されたものです。	

70センチメートル

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等により、この様式により難しい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」、「縦8センチメートル、横15センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。

様式第10号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
（浸水被害防止区域に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第73条第1項の規定により、 年 月 日
付けで を命じた。

年 月 日

福島県知事

印

様式第11号 (第11条関係)

(表面)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 身 分 証 明 書 第 号 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 所 属 職 名 氏 名 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項及び第74条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。 </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> 交付年月日 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 福島県知事 印 </div>

6
センチメートル

8センチメートル

(裏面)

<p style="text-align: center;">特定都市河川浸水被害対策法 (抜粋)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地(対策行為に係る建築物等を含む。)に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

様式第12号（第11条関係）

(表面)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 身 分 証 明 書 第 号 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 所 属 職 名 氏 名 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。 </p> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;"> 交付年月日 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 福島県知事 印 </div>
--

8センチメートル

6センチメートル

(裏面)

<p style="text-align: center;">特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）</p> <p>（立入検査）</p> <p>第74条（略）</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（測量または調査のための土地の立入り等）</p> <p>第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の規定又は第44条第1項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。</p> <p>2-4（略）</p> <p>5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。</p> <p>6-10（略）</p>

福島県規則第三十八号

福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則

福島県漁港の管理に関する規則（昭和四十二年福島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。
第十号様式の三を次のように改める。

（土木企画課）

第10号様式の3（第11条の2関係）

誓 約 書

私は、県管理漁港施設の使用に当たっては、下記の事項に相違ないことを誓約し、違反する場合には使用許可の取消を受けることがあることに同意するとともに、異議を申し立てません。

記

- 1 漁港及び漁場の整備等に関する法律、福島県漁港管理条例その他船舶を運航するために必要となる関係法令を守ります。
- 2 使用許可の期間中は、漁港の管理に支障を及ぼさないよう常に自己の責任において船舶を安全かつ適正に管理し、漁港の利用に当たっては、漁港活動及び他の利用者の支障となる行為はしません。
- 3 台風等荒天が予想されるときは、速やかに船舶の停係泊の状態を点検し、他に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じます。また、漁港管理者又はその委託を受けた者から指示がある場合は、その指示に従います。
- 4 天災、盗難、事故等で船舶に損害を受けた場合は、自己の責任において処理します。
- 5 私の責めに帰する事由により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任において処理します。
- 6 ごみ等は必ず持ち帰ることとし、漁港環境の美化に努めます。
- 7 県管理漁港施設内において自動車を駐車するに当たっては、周辺の迷惑にならないよう十分注意するとともに、騒音防止に努めます。
- 8 指定施設の使用の許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸しません。
- 9 使用許可の期間が満了した場合又は使用許可の期間内に使用をとりやめた場合は、自己の負担で、速やかに原状に回復します。また、連帯保証人は、指定施設の原状回復について、使用者と連帯して責任を負います。
- 10 福島県暴力団排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員ではありません。

年 月 日

福島県管理漁港施設指定管理者

使 用 者 住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名

連帯保証人 住 所
氏 名

備考

- 1 使用者が個人の場合は署名し、法人の場合は名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「連帯保証人」欄は、使用者が法人の場合に当該法人の代表者が個人の立場において連帯保証人となり、署名すること。なお、使用者が個人の場合は、記入を要しない。

第十三号様式から第二十三号様式までの様式中「漁港等築港法」を「漁港及び漁船の築港等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県漁港の管理に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出された申請書及び協議書は、それぞれ改正後の福島県漁港の管理に関する規則の規定に基づいて提出された申請書及び協議書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている申請書及び協議書の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（港 湾 課）

福島県規則第三十九号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）